

平成 28 年 11 月 18 日

静岡県公立大学法人職員給与規程等の一部改正について（案）

（法人経営室）

1 改正理由

本法人の教職員の給与について、静岡県職員の給与改定に準じた改正を行う。

2 改正する規程

- (1) 静岡県公立大学法人職員給与規程
- (2) 静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則
- (3) 静岡県公立大学法人初任給調整手当に関する細則
- (4) 静岡県公立大学法人単身赴任手当に関する細則

3 改正内容

(1) 静岡県公立大学法人職員給与規程の一部改正

ア 給料表の改定（別表第1・別表第2）

一般職給料表及び教育職給料表について、県職員に準じて給料月額を引き上げる。（新旧対照表のとおり）

<引上げ幅>

一般職給料表	1,500 円 (1.070%) ~ 400 円 (0.071%)
教育職給料表	1,900 円 (0.848%) ~ 400 円 (0.074%)

○平成 28 年 4 月 1 日から適用

イ 特例給料月額の引上げ（附則）

現行	改正後
100 分の 100.87	100 分の 101.89

○平成 28 年 4 月 1 日から適用

ウ 諸手当の改定

(7) 初任給調整手当（第9条）

対象	現行	改正後
教育職給料表の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職	上限 月額 50,500 円	上限 月額 50,600 円

○平成 28 年 4 月 1 日から適用

(4) 勤勉手当 (第 29 条)

期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合を合計で 0.1 月分引き上げる。
(勤勉手当 0.1 月分引上げ) (単位: 月)

区分		6 月	12 月	計
28 年度	期末手当	1.225 (1.025)	1.375 (1.175)	2.6 (2.2)
	勤勉手当	0.8 (1.0)	0.8→0.9 (1.0→1.1)	1.6→1.7 (2.0→2.1)
	計	2.025	2.175→2.275	4.2→4.3
29 年度	期末手当	1.225 (1.025)	1.375 (1.175)	2.6 (2.2)
	勤勉手当	0.8→0.85 (1.0→1.05)	0.9→0.85 (1.1→1.05)	1.7 (2.1)
	計	2.025→2.075	2.275→2.225	4.3

() は、特定幹部職員の支給割合

○平成 28 年度分は、平成 28 年 12 月 1 日から適用

○平成 29 年度分は、平成 29 年 4 月 1 日から施行

(2) 静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則の一部改正

ア 昇格時号給対応表の改正 (別表第 10)

給与規程の給料表の変更に伴い、昇格時号給対応表の一部を改正する。

【改正案精査中】

○平成 28 年 4 月 1 日から適用

イ 経過措置の一部改正 (平成 27 年 9 月 1 日改正附則第 2 項～第 5 項)

次の各手当については、平成 30 年 3 月 31 日までは給与規程に定められた金額・率を上限とした経過措置としているが、その経過措置の金額・率を次のとおり改正する。

(7) 扶養手当

区分	給与規程	経過措置	
		現行	改正後
扶養親族たる子	7,500 円	6,800 円	7,500 円
配偶者がいない場合の子のうち 1 人	12,000 円	11,300 円	12,000 円
満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合の 1 人当たりの加算額	6,000 円	5,300 円	6,000 円

○平成 28 年 4 月 1 日から適用